

たはらゼロカーボンシティ推進事業費補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、田原市環境基本条例（平成8年田原町条例第18号）第10条の規定に基づき、脱炭素に資する設備を導入する市民又は事業者に対し、予算の範囲内でたはらゼロカーボンシティ推進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、環境と共生する豊かで持続する地域づくりを推進するとともに、「たはらゼロカーボンシティ」の実現を図ることを目的とする。

（補助対象設備）

第2条 補助金の交付の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は、未使用品であり、かつリース品でないものであって、交付決定を受けようとする年度の4月1日から翌年3月31日までの期間に導入されるものであり、次の各号に掲げる設備に応じ、当該各号に定める要件を満たすものとする。

(1) 住宅用太陽光発電施設（以下「太陽光施設」という。） 次のいずれにも該当するものであること。

ア 太陽電池の出力を監視する等により、全自動運転（自動起動及び自動停止をいう。）を行うものであること。

イ 構成要素として、太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器及び交流側開閉器（サービスブレーカー）、インバータ及び保護装置、発生電力量計並びに余剰電力販売用電力量計から構成されるものであること。ただし、アの要件を満たすものは、この限りでない。

ウ 太陽電池モジュールは、一般財団法人電気安全環境研究所（以下「JET」という。）の太陽電池モジュール認証を受けたもの又はそれに準じた性能を持つものであること（IEC規格に基づきJETが認証した太

陽電池モジュール又は I E C E E - P V - F C S 制度に加盟している
海外認証機関の認証を受けたものを含む。。

エ 接続箱、直流側開閉器及び交流側開閉器は、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 5 2 号）及び内線規程（一般社団法人日本電気協会 J E A C 8 0 0 1）に準拠していること。

オ インバータ及び保護装置は、電気設備技術基準の解釈（平成 2 5 年 3 月 1 4 日付け 2 0 1 3 0 2 1 5 商局第 4 号）等に基づく任意認証制度基準に準拠していること（本市を電力供給区域とする電気事業者が個別に認めたものを含む。）。

カ 発生電力量計は、太陽光発電システムが発電し、負荷及び商用系統に逆潮流した太陽光発電システムの全発電電力量を測定できるものであること。

キ 余剰電力販売用電力量計は、太陽光発電システムを設置した地域を電力供給区域とする電気事業者の仕様に適合するものであること。

ク 工事及び施工にあつては、電気設備に関する技術基準を定める省令及び内線規程に準拠していること。

ケ 供給する電力を居住の用に供する部分で使用する目的で設置されるものであり、送配電事業者の系統に接続する場合は余剰買取方式による低圧連系の承諾を得ていること。

(2) 家庭用燃料電池システム（以下「燃料電池」という。） 国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人燃料電池普及促進協会が認めるものであること。

(3) 定置用リチウムイオン蓄電システム（以下「蓄電池」という。） 国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブ（S I I）が認めるものであること。

(4) 電気自動車等充給電設備（以下「V2H」という。） 国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人次世代自動車振興センターが認めるものであること。

(5) 家庭用エネルギー管理システム（以下「HEMS」という。） 次のいずれにも該当するものであること。

ア 「ECHONET Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載しているものであること。

イ タブレット、スマートフォン、パソコン又は専用モニターにより、電力使用量を表示できるものであること。

ウ 住宅全体の電力使用量を30分間隔以内で計測し、1時間以内の単位で1か月以上、1日以内の単位で13か月以上蓄積できるものであること。

エ 分岐回路単位の電力使用量、部屋単位の電力使用量及び電気機器単位の電力使用量のいずれかを30分間隔以内で計測し、1時間以内の単位で1か月以上、1日以内の単位で13か月以上蓄積できるものであること。

ただし、燃料電池で発電された発電量、太陽光施設による発電量及び売電量並びに蓄電池による充電量及び放電量（以下「発電量等」という。）のいずれかを計測し、蓄積できる場合は、この限りでない。

オ 1つ以上の設備又は電気機器に対して、電力使用量を削減するための制御又は蓄電池等の蓄エネルギー設備を用いたピークカット及びピークシフト制御を自動的（使用者の確認を介した半自動制御を含む。）に実行できるものであること。

カ 太陽光施設等の創エネルギー設備及び蓄電池等の蓄エネルギー設備との接続機能を有しており、発電量等の情報を取得し、又は計測できるものであること。

キ 電力使用量に関わる情報に基づき、電力使用量の削減を促す情報提供

を行うことができるものであること（目標達成状況を提示する省エネ評価を含む。）。

- (6) ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（以下「Z E H」という。）を構成する高性能外皮等（以下「高性能外皮等」という。）

次のア、イのいずれかに該当すること。

ア B E L S（建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年国土交通省告示第489号）に基づき一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度をいう。）の評価機関から受けた評価により、次に規定するいずれの要件も満たすことが確認できる住宅に係る設備であること。

（ア）住宅の外皮性能がZ E H強化外皮基準以上であること。

（イ）設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上削減されていること。

（ウ）住宅の敷地内に再生可能エネルギーを導入すること。（一体的導入の要件として太陽光発電施設の導入は必須）

（エ）設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上削減されていること。

イ 前記（ア）から（エ）の基準以上を補助の要件とする国の補助事業を受けることにより、いずれの要件も満たすことが確認できる住宅に係る設備であること。なお、国の補助事業において地域区分等により一部要件の緩和が認められている場合に限り、その要件により補助を受ける住宅に係る設備も補助対象に含めることができる。

- (7) 燃料電池自動車 搭載された燃料電池によって駆動する電動機を原動機とする検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けた道路運送車両法第2

条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。)であり、別表第1に定めるものであること。

(8) 電気自動車 搭載された電池によって駆動する電動機を原動機とする検査済自動車で、内燃機関を併用するものを除いたものであり、別表第1に定めるものであること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)の要件は、別表第2のとおりとする。

(補助対象経費及び補助金額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表第3のとおりとする。

2 交付すべき補助金の額(以下「補助金額」という。)は、予算の範囲内で、別表第4に定める額とする。

3 補助金額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、車両以外について補助金を受けようとする場合は補助対象設備の導入前に、車両について補助金を受けようとする場合は初度登録日(自動車が初めて道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第4条の規定により自動車登録ファイルに登録を受けた日をいう。以下同じ。)の翌日から起算して2月を経過する日までに、たはらゼロカーボンシティ推進事業費補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、別表第5に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。また、必要な書類が揃っている場合は、電子申請を用いて交付申請(この場合は、様式第1号によらず、電子申請に

直接必要事項を入力するものとする。) できるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、承諾書(様式第9号)の提出がある場合に限り、設備の施工業者又は車両の販売業者は、申請者に代わって同項の規定による申請をすることができる。

3 田原市定住・移住促進奨励金交付要綱(平成28年4月1日施行)第7条に規定する申請者は、第1項の申請と併せて申請(燃料電池自動車、電気自動車に対する補助金の申請書は除く。)を行うことができる。

(交付の決定)

第6条 市長は、申請書を受け付けた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定(以下「交付決定」という。)において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

(決定の通知)

第7条 市長は、交付決定をしたときは、速やかにたはらゼロカーボンシティ推進事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

(変更の申請)

第8条 交付決定を受けた補助対象者(以下「補助事業者」という。)は、交付決定に係る補助対象事業(以下「補助事業」という。)の内容の変更又は補助事業の中止若しくは廃止(以下「変更等」という。)をしようとするときは、速やかに、たはらゼロカーボンシティ推進事業費補助金変更等申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。必要な書類が揃っている場合は、電子申請を用いて変更申請(この場合は、様式第3号によらず、電子申請に直接必要事項を入力するものとする。)できるものとする。ただし、交付決定

を受けた補助金額に変更がない場合で、軽微な変更をするときは、この限りでない。

- 2 補助事業者は、前項本文の規定により補助事業の変更に係る申請書を提出又は電子申請を用いて変更する場合は、別表第5に掲げる書類のうち当該変更に係るものを添付しなければならない。

(変更の決定)

第9条 第6条の規定は、前条の規定による変更の申請について準用する。

- 2 市長は、前項において準用する第6条第1項の規定により、補助金の変更を決定したときは、速やかに、たはらゼロカーボンシティ推進事業費補助金変更決定通知書（様式第4号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

(実績の報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了した後速やかに、遅くとも当該年度の3月31日までに、たはらゼロカーボンシティ推進事業費補助金実績報告書（様式第5号。以下「報告書」という。）に別表第6に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。また、必要な書類が揃っている場合は、電子申請を用いて実績報告（この場合は、様式第5号によらず、電子申請に直接必要事項を入力するものとする。）できるものとする。

(補助金額の確定)

第11条 市長は、報告書を受けた場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、たはらゼロカーボンシティ推進事業費補助金交付確定通知書（様式第6号。以下「確定通知書」という。）により当該補助事業者に通知するものとする。

- 2 前項の規定による補助金の確定額は、報告書に基づいて算出した額と第6条第1項（第9条第1項において準用する場合を含む。）の規定により交付決

定をした額のいずれか低い額とする。

（請求書の提出及び補助金の交付）

第 1 2 条 確定通知書を受けた補助事業者は、たはらゼロカーボンシティ推進事業費補助金請求書（様式第 7 号）及び補助金振込先の口座情報を確認できるものの写しを速やかに市長に提出しなければならない。また、必要な書類が揃っている場合は、電子申請を用いて提出できるものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第 1 3 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正の手段により補助金を受けたとき。

（2）補助金を交付の目的以外の用途に使用したとき。

（3）その他この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消すときは、たはらゼロカーボンシティ推進事業費補助金取消通知書（様式第 8 号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 1 4 条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消す場合において、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

2 前項の規定により補助金の返還の請求を受けた者は、当該請求の日から起算して 3 0 日以内に補助金を返還しなければならない。

3 第 1 項の規定により補助金の返還の請求を受けた者は、前項に規定する期間内に返還しないときは、田原市補助金交付要綱（昭和 5 1 年 4 月 1 日施行）

第 13 条の規定に準じた遅延利息を納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

(現地調査)

第 15 条 市長は、補助金の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて補助事業者に対し報告を求め、又は現地調査を行うことができる。この場合において、補助事業者は、市長の求めに応じなければならない。

(協力要請)

第 16 条 市長は、補助事業者に対し、補助金に関するアンケート調査、データ提供等の協力を求めることができる。この場合において、補助事業者は、市長の求めに応じなければならない。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、田原市補助金交付要綱に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(田原市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱の廃止)

2 田原市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱（令和 2 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。

(田原市燃料電池自動車購入費補助金交付要綱の廃止)

3 田原市燃料電池自動車購入費補助金交付要綱(令和 3 年 4 月 1 日施行)は、廃止する。

(この要綱の失効)

4 この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、第 13

条及び第 14 条に基づく手続については、この要綱の失効後も、なお効力を有する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

補助対象設備	要件			
	車輪数	制限等	大きさ（m）	定格出力
燃料電池自動車	4 輪以上	速度及び走行道路の制限なし	制限なし	6 0 0 W を超える
電気自動車 （普通・小型）	4 輪以上	速度及び走行道路の制限なし	電気自動車 （軽）より大きいもの	6 0 0 W を超える
電気自動車 （軽）	4 輪以上	速度及び走行道路の制限なし	長さ 3 . 4 以下 幅 1 . 4 8 以下 高さ 2 . 0 以下	6 0 0 W を超える

別表第 2（第 3 条関係）

補助対象設備	補助対象者の要件
太陽光施設、燃料電池、蓄電池、V 2 H、H E M S、高性能外皮等	次のいずれにも該当する個人であること。 (1) 田原市の住民基本台帳に記録されている者（第 1 0 条の規定による実績報告を行うときまでに記録される予定の者を含む） (2) 自らが居住し、又は居住予定である市内の住宅に補助対象設備を設置する者 (3) 世帯全員に市税等の滞納がない者 (4) たはらエコチャレンジ宣言に登録している者 (5) 当該年度において、同一世帯にて同一設備の補助を受けていないこと

燃料電池自動車、電気自動車 (ただし、電気自動車は個人に限る)	1 次のいずれにも該当する個人であること。 (1) 自ら使用する目的で購入する者で、初度登録をする時点において1年以上田原市内に住民登録があり、かつ居住している者 (2) 自動車検査証に記載される所有者（所有者と使用者が異なる場合は、使用者）であること (3) 市税等の滞納がない者 (4) たはらエコチャレンジ宣言に登録している者 (5) 当該年度において、同一設備の補助を受けていない個人 2 次のいずれにも該当する法人であること。 (1) 事業の用に供し、自ら使用する目的で購入する法人で、初度登録をする時点において1年以上市内に事務所又は事業所を有するもの（リース事業者を除く） (2) 自動車検査証に記載される所有者（所有者と使用者が異なる場合は、使用者）の住所又は使用の本拠の位置が田原市内である法人 (3) 市税の滞納がない法人 (4) たはらエコチャレンジ宣言に登録している法人 (5) 当該年度において、同一設備の補助を受けていない法人
--	---

別表第3（第4条関係）

補助対象設備	補助対象経費
--------	--------

太陽光施設	太陽電池モジュール、架台、インバータ、保護装置、接続箱、直流側開閉器及び交流側開閉器、モニター、配線・配線器具の購入・据付、設置工事に係る費用
燃料電池	燃料電池ユニット、貯湯ユニット、付属品他（リモコン、配管カバー、燃料電池システム試運転に係る費用）、配線・配線器具の購入・据付、配管・配管器具の購入・据付、上記工事に付随するその他工事に係る費用
蓄電池	リチウムイオン蓄電池と電力変換装置（インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等）で構成される設備の購入・据付、設置工事に係る費用
V 2 H	V 2 Hの購入・据付、設置工事に係る費用
H E M S	データ集約機器、通信装置、制御装置、モニター装置、計測装置、配線・配線器具の購入・据付その他対象設備の設置工事に係る費用
高性能外皮等	Z E Hを構成する高断熱外皮、空調設備、給湯設備、換気設備の購入、設置工事に係る費用
燃料電池自動車、電気自動車	車両本体価格

備考

- 1 値引きがある場合は、値引き後の価格を補助対象経費とする。
- 2 車両以外については、交付決定後に支払った補助対象経費の欄に定める費用を補助対象経費とする。
- 3 車両については、交付決定前に支払った車両本体価格も補助対象経費に含めることができる。

別表第 4（第 4 条関係）

区分	補助対象設備	補助金額
単体導入	太陽光施設	補助対象設備を構成する太陽電池モジュールの最大出力の合計値（キロワット表示で小数点以下第 3 位を切り捨てる。）に 1 万円を乗じて得た額。ただし、補助対象経費の 4 分の 1 以内とし、1 0 万円を上限とする。
	蓄電池	補助対象経費の 4 分の 1 に相当する額。ただし、1 5 万円を上限とする。
	燃料電池	補助対象経費の 4 分の 1 に相当する額。ただし、5 万円を上限とする。
	V 2 H	
	H E M S	補助対象経費の 4 分の 1 に相当する額。ただし、1 万円を上限とする。
	燃料電池自動車	補助対象経費の 2 0 分の 1 に相当する額。ただし、2 0 万円を上限とする。
	電気自動車（普通・小型）	補助対象経費の 2 0 分の 1 に相当する額。ただし、6 万円を上限とする。
	電気自動車（軽）	補助対象経費の 2 0 分の 1 に相当する額。ただし、3 万円を上限とする。
一体的導入	太陽光施設及び蓄電池	補助対象経費の 4 分の 1 に相当する額。ただし、3 5 万円を上限とする。
	太陽光施設、H E M	補助対象経費の 4 分の 1 に相当する

	S 及び蓄電池	額。ただし、36 万円を上限とする。
	太陽光施設、HEM S 及びV2H	補助対象経費の4分の1に相当する 額。ただし、26 万円を上限とする。
	太陽光施設、HEM S 及び高性能外皮等 (新築の戸建住宅の み)	補助対象経費の4分の1に相当する 額。ただし、26 万円を上限とする。

備考

1 一体的導入の太陽光施設の補助金額は、補助対象設備を構成する太陽電池モジュールの最大出力の合計値（キロワット表示で小数点以下第3位を切り捨てる。）に2万円を乗じて得た額。ただし、補助対象経費の4分の1以内とし、20万円を上限とする。

2 補助対象経費は、消費税相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を含まない額とする。

別表第 5 （第 5 条関係）

区分	設備	添 付 書 類
太陽光施設、燃料電池、蓄電池、V 2 H、H E M S、高性能外皮等	共通	(1) 補助対象設備の設置費の内訳が分かる書類（見積書、工事請負契約書等）の写し (2) 補助対象設備を設置する住宅の所在地を示した地図 (3) 設置予定場所の現況カラー写真 (4) 設置する補助対象設備のパンフレット (5) その他市長が必要と認める書類
	高性能外皮等	B E L S の評価機関から受けた評価書の写し又は補助対象設備の基準以上を補助の要件とする国の補助事業の交付申請書の写し（交付決定を受けている場合は、交付決定通知書の写し）
燃料電池自動車、電気自動車	共通	(1) 車両本体価格が記入されたものの写し (2) 車両のパンフレット (3) その他市長が必要と認める書類

別表第 6 （第 1 0 条関係）

補助対象設備	区分	添 付 書 類
太陽光施設、燃料電池、蓄電池、V 2 H、H E M S、高性能外皮等	共通	(1) 補助対象設備の設置費用に係る領収書の写し（領収書が合算されている場合にあってはその内訳の分かる書類の写し、分割払いにより補助対象設備を購入した場合にあっては分割払いに係る契約書等の写し） (2) 補助対象設備の保証書の写し (3) 補助対象設備の本体及び設置状況を確認することができるカラー写真（型番等が確認できるものを含む） (4) その他市長が必要と認める書類
	太陽光施設	(1) 電気事業者と電力受給契約を締結したことを証する書面の写し（電力受給契約をしない場合は不要） (2) 太陽電池モジュールの配置図（太陽電池モジュールの枚数、公称最大出力値が記載されたもの）
	高性能外皮等	(1) 補助対象設備の基準以上を補助の要件とする国の補助事業の補助金額確定通知書の写し（B E L S の評価機関から受けた評価書の写しを交付申請時に提出済みの場合は不要）

		(2) 住宅の売買契約書又は建築工事の請負契約書の写し(補助対象設備の基準以上を補助の要件とする国の補助事業の申請者が住宅の施工業者等である場合のみ)
燃料電池自動車、電気自動車、 (ただし、電気自動車は個人に限る)	共通	(1) 車両購入に係る領収書の写し(分割払いにより購入した場合は、分割払いに係る契約書等の写し) (2) 自動車検査証の写し (3) 購入した車両の写真(ナンバーが確認できるものを含む) (4) 補助事業者が法人の場合は、履歴事項全部証明書(申請書を提出する日前3か月以内に発行されたものに限る) ただし、履歴事項全部証明書に、田原市の住所が記載されないときは、1年以上市内に事務所又は事業所を有することが確認できる書類 (5) その他市長が必要と認める書類